

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役  
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長

殿

文部科学省初等中等教育局長事務代理  
文部科学審議官 丸山 洋司

#### 学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

この度、別添のとおり「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和四年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和4年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（令和4年3月31日付け3文科初第2662号）及び、学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（令和4年4月7日付け4文科初第97号）は、廃止とします。

関係各位におかれましては、設置する大学等に対して、所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 改正の概要

###### (1) 温度の基準

温度の基準の下限を 17℃から 18℃に見直したこと。

###### (2) 一酸化炭素の基準

一酸化炭素の基準の上限を 10ppm から 6ppm に見直したこと。

## 2 改正の経緯

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 347 号）において、温度の基準の下限が 17℃から 18℃に見直されたこと、一酸化炭素の基準の上限が 10ppm から 6ppm に見直されたことを踏まえ、学校環境衛生基準における温度及び一酸化炭素の基準の改正を行った。

## 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

## 4 改正に係る留意事項

この度、温度と一酸化炭素の基準が見直されたことから、令和 4 年 4 月 1 日以降に実施する定期検査では新たな基準を満たしているか確認すること。

なお、基準を満たさない場合は、学校薬剤師等の協力のもと、必要な措置を講ずること。

## 5 学校環境衛生活動に係る留意事項

### (1) 学校の責務について

学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第 6 条第 3 項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

### (2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第 4 条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第 6 条第 3 項の申出を受けた場合は、法第 6 条第 2 項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 保健管理係  
TEL : 03-5253-4111(内線 2976)